

2023/24 年度香港予算案 ハイライト（参考和訳）



ハイライト

- ▶ 18 歳以上の香港永住居民および新規入国者に対し、5,000 香港ドルの電子消費券を発行
- ▶ 2022/23 年度の事業所得税、給与所得税、その他個人所得税を 6,000 香港ドルを上限として 100%減額
- ▶ 基本子供手当と追加子供手当を 12 万香港ドルから 13 万香港ドルに引き上げ
- ▶ 居住用・非居住用不動産に対する不動産使用税を 2023/24 年度の最初の 2 四半期において 1,000 香港ドルを上限として免除
- ▶ 居住用・非居住用不動産の売買や譲渡にかかる従量印紙税率を調整
- ▶ 住宅用電気料金について口座当たり 1,000 香港ドルの補助
- ▶ タバコ関税を 1 本当たり 60 セント、その他のタバコ製品の関税を同比率で即時引き上げ
- ▶ 研究開発活動から生まれた適格特許に対する「パテントボックス」税制優遇措置の導入

ポール・チャン財政長官は、2023 年 2 月 22 日、2023/24 年度予算案演説を行いました。2022/23 年度の財政赤字見込みは約 1,398 億香港ドルで、当初の見込みを約 560 億香港ドル上回りました。財政準備金は 2023 年 3 月 31 日までに約 8,173 億香港ドルに減少します。

政府の歳入に関する 2022/23 年度の修正見積もりは、主に土地プレミアムと印紙税からの収入が見積もりを下回るため、当初の見積もりを 1,121 億香港ドル下回っています。

2022/23 年度の歳出修正見積もり 8,096 億香港ドルは、景気対策および疫病対策への支出により、前年度比 16.8%の大幅増となりました。

2023/24 年度の財政赤字見込みは 544 億香港ドルで、財政準備金も政府歳出の 12 ヶ月分に相当する 7,629 億香港ドルに減少するものと思われる。

主な施策のハイライトと税制に関する論評は以下の通りです：

企業や市民への支援

- 2022/23 年度の事業所得税、給与所得税、その他個人所得税を、6,000 香港ドルを上限として 100%減免する
- 2023/24 年度の最初の 2 四半期において、居住用・非居住用不動産に対する不動産使用税を 1,000 香港ドルを上限として免除する
- 雇用主が 65 歳以上の従業員のために任意で拠出した強制退職積立金に対する税額控除を、現行の 100%から 200%に引き上げる
- 2023/24 年度以降、基本子供手当と追加子供手当を子供一人につき 12 万ドルから 13 万香港ドルに増額する
- 印紙税計算を調整し、一般家庭が初めて居住用不動産、特に中小物件を購入する際の負担を軽減する。例えば、800 万香港ドルの物件であれば、6 万香港ドル分の印紙税が節約できる可能性がある

投資の誘致と質の高い成長の促進

- 海外居住企業、特にアジア太平洋地域に事業基盤を持つ企業の香港への再進出を促進するメカニズムを導入し、香港の有利なビジネス環境と専門サービスを活用できるようにするため、2023/24 年度に協議を実施し、立法案を提出する
- 2022 年 12 月に立法院（LegCo）で、香港の単一のファミリーオフィスが運営するファミリー投資保有会社の適格取引に対する免税措置の法改正が提案されている。本提案が可決されると、2022 年 4 月 1 日以降の課税年度において、この税制優遇措置が適用される
- 市場の発展と規制の必要性のバランスを取るべく、発行者による自己株式取得に関連する取り決めを含む上場規則を強化する

- 規制当局と協働して、資産・財産管理セクターの規制措置と税制を改善するとともに、ファンドとその成功報酬に適用される既存の税制優遇措置を改良する
- 2023 年第 4 四半期に、航空機リース優遇税制を強化する法案を立法院に提出し、香港を航空機リースとサービスのハブとして確立するよう尽力する
- 情報技術部門がより多くの特許発明を創出することを促進するべく「パテントボックス」税制優遇措置を導入する

税制およびその他の措置による増収策

- 事業所得税と給与所得税の税率は据え置き
- 2023/24 年度から 5 年間、香港ジョッキークラブに年間 24 億香港ドルの特別サッカー賭博税を課す
- 2024/25 年度に居住用物件に段階的な格付け制度を導入する（2022/23 年度予算案で公表）
- 翌年度中にシルバーボンドを 500 億香港ドル、リテールグリーンボンドを 150 億香港ドル以上発行し、市場の発展を促すと同時に、市民にも安定したリターンのある投資オプションを提供する
- 持続可能な財政プロジェクトを対象とする政府グリーンボンドプログラムの範囲をさらに拡大し、大規模なインフラプロジェクトのキャッシュフロー需要をよりよく管理するために、インフラボンドスキームを設立する
- 大規模な多国籍企業（MNE）グループにグローバル最低実効税率を適用し、2025 年以降に域内最低上乗せ税を実施することを計画している
- オンショアでの持分譲渡益が課税対象となるか否か、より明確なガイドラインを提示するため、3 月中旬に強化案を提出する

BDO 論評

自己株式取得

- 香港証券市場をより強化するために、発行者による自己株式取得に関連する取り決めに検討するという政府の目的と並行して、税務上の確実性を高めるべく、消却のための自己株式取得に特定の印紙税免除を導入することを奨励します。現時点では、内国歳入庁は、産業界で異なる見解はあるものの、消却のための自己株式取得は株式の処分であり、したがって印紙税の対象となるとの見解を示しています。

ファミリーオフィス、アセットマネジメントオフィスに対する税制優遇措置

- 香港を資産管理の中心地として推進するための政府の取り組みと併せて重要かつ必要なのは、香港のファンドに対する免税措置とファミリー投資保有会社とファンド成功報酬への税制優遇措置に関連して、対象利益の範囲と適格資産のリストを拡大することです。
- 現在の非課税利益範囲の弱点は、配当や利息収入がいわゆる付随的な収入として扱われ、5%の制限内であれば非課税対象とならないことです。このため、香港のファンド免税制度は、例えば債券ファンドには文字通り適用ができません。
- さらに現行制度では、Schedule 16C 資産と呼ばれる適格資産リスト上の資産による取引から発生する利益のみが非課税となります。現時点ではこのリストには、伝統的な金融商品のみが含まれています。今後、暗号通貨や仮想資産など、より革新的な投資商品を含めるべく、このリストを拡大する必要があると思われます。

「パテントボックス」税制優遇措置

- 予算演説で言及された「パテントボックス」税制優遇措置の詳細は今後発表されますが、BEPS 後の世界で導入される新しい税制優遇措置は概して香港での経済的実体が必要になると考えられます。そのような経済的実体は、香港で実行される、あるいは実行されるように手配された研究開発活動になると思われます。

キャピタルゲイン免税

- 香港のシンプルな税制をもってその競争力を維持するためには、キャピタルゲインをどのように事業所得税から免除するかについて、明確なガイドラインを提示することが極めて重要です。香港は、この分野での課税の確実性について、すでに多くの近隣の国・地域から遅れをとっています。財政長官は予算案演説の中で株式譲渡益にのみ言及しましたが、我々は、ガイドラインが有用であるためには、他の資産もカバーすべきであると考えています。これは、EU の最新のガイドラインに従って、株式譲渡益以外の譲渡益を含めることは、来たる国外源泉所得非課税制度の改正により合致するものと思われます。

グローバル最低課税

- 香港は、2025 年以降、大規模多国籍企業グループ（グループ連結売上高 7 億 5 千万ユーロ以上）に対してグローバル最低実効税率を適用し、域内最低上乗せ税を実施する予定です。香港への追加的な税収は年間約 150 億香港ドルと推定されます。グローバル/域内最低税率の実施に伴い、香港が提供している、あるいは提供する予定の様々な税制上の優遇措置は、多国籍企業グループにとってあまり意味をなさなくなる可能性があります。しかし、大規模な多国籍企業グループに満たない企業にとって、税制上の優遇措置は引き続き重要なものと思われる。

BDO'S SUPPORT AND ASSISTANCE

25th Floor, Wing On Centre
111 Connaught Road Central
Hong Kong
Tel: +852 2218 8288
Fax: +852 2815 2239
info@bdo.com.hk

AGNES CHEUNG
Director & Head of Tax
Tel: +852 2218 3232
agnescheung@bdo.com.hk

ABIGAIL LI
Director
Tel: +852 2218 3372
abigailli@bdo.com.hk

CAROL LAM
Director
Tel: +852 2218 8296
carollam@bdo.com.hk

JACK FERNANDES
Director, Transfer Pricing
Tel: +852 2218 8567
jackfernades@bdo.com.hk

ANNY LI
Principal
Tel: +852 2218 3601
annyli@bdo.com.hk

BEATRICE YUEN
Principal
Tel: +852 2218 2771
beatriceyuen@bdo.com.hk

CELESTINE YEUNG
Principal
Tel: +852 2218 2773
celestineyeung@bdo.com.hk

MICHELLE CHENG
Principal, Transfer Pricing
Tel: +852 2218 2755
michellecheng@bdo.com.hk

BDO Limited, a Hong Kong limited company, is a member of BDO International Limited, a UK company limited by guarantee, and forms part of the international BDO network of independent member firms.
BDO is the brand name for the BDO network and for each of the BDO Member Firms.

This publication has been carefully prepared, but it has been written in general terms and should be seen as broad guidance only. The publication cannot be relied upon to cover specific situations and you should not act, or refrain from acting, upon the information contained therein without obtaining specific professional advice. Please contact BDO Limited to discuss these matters in the context of your particular circumstances. BDO Limited, its directors, employees and agents do not accept or assume any liability or duty of care for any loss arising from any action taken or not taken by anyone in reliance on the information in this publication or for any decision based on it.

© 2023 BDO

www.bdo.com.hk

事業所得税率	2022/23	2023/24
税率		
法人	16.5%*	変更なし
法人化されていない事業	15%*	変更なし
* 要件を満たす事業者に対しては、最初の200万香港ドルまでの課税所得につき低減税率（上記の税率の半分）を適用する		
給与所得税率・人的控除・その他の控除	2022/23	2023/24
標準税率	15%	変更なし
累進税率	最初 \$50,000 – 2%	
	次の \$50,000 – 6%	
	次の \$50,000 – 10%	
	次の \$50,000 – 14%	変更なし
	それ以上 – 17%	
人的控除**		
基礎控除	\$132,000	変更なし
配偶者控除	\$264,000	変更なし
寡婦（夫）控除	\$132,000	変更なし
障がい者控除	\$75,000	変更なし
1～9 歳（生年）の子供扶養控除	各\$240,000	各\$260,000
初～9 歳（その他）の子供扶養控除	各\$120,000	各\$130,000
父母・祖父母扶養控除		
55 – 59 歳	- 基礎	変更なし
	- 同居の場合	
60 歳以上	- 基礎	
	- 同居の場合	
扶養者が障がい者の場合の控除	\$75,000	変更なし
兄弟・姉妹扶養控除	\$37,500	変更なし
その他の控除		
指定された慈善寄付金	課税所得の最大 35%	変更なし
自己学習費用	最大\$100,000	
住宅ローン利息（最大 20 年まで）	最大\$100,000	
高齢者介護費用	最大\$100,000	
MPF 控除	最大\$18,000	
任意で加入する要件を満たした健康保険保険料	被保険者 1 人当たり最大\$8,000	
適格年金保険料と MPF の自主拠出金	最大\$60,000	
家賃控除	最大\$100,000	

** 人的控除は、累進税率を適用した場合の計算にのみ適用される

臨時税額控除	2022/23	2023/24
対象となる税金	給与所得税、個人事業所得税、事業所得税	給与所得税、個人事業所得税、事業所得税
減免税額	100%減免。上限\$10,000	100%減免。上限\$6,000

資産所得税	2022/23	2023/24
税率	15%	変更なし

商業登記費用	2022/23	2023/24
手数料		
本店（1 年証明書）	免除	\$2,000
支店（1 年証明書）	免除	\$73
税金		
本店（1 年証明書）	\$250 (2022 年 6 月 17 日以降\$150)	\$150
支店（1 年証明書）	\$250 (2022 年 6 月 17 日以降\$150)	\$150

不動産使用税	2022/23	2023/24
税率	課税価格の 5%	変更なし
臨時税額控除		
対象期間	4 四半期	2 四半期
上限値-非域内物件	課税資産ごとに\$5,000 (Q1 & Q2), \$2,000 (Q3 & Q4)	課税資産ごとに\$1,000 (Q1 & Q2)
-域内物件	課税資産ごとに\$1,500 (Q1 & Q2), \$1,000 (Q3 & Q4)	

本稿に記載されている情報は、2023 年 2 月 22 日に財政長官が発表した予算案に基づいており、法案成立前に立法院の審査を受けることとなります。